

令和5年 年頭のごあいさつ



独立行政法人 中小企業基盤整備機構
理事長 豊永 厚志

令和5年の新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、「withコロナ」の定着による社会活動の正常化や、政府の水際対策緩和によるインバウンド需要の復活などにより、国内の人流や個人消費も徐々に回復するなど、社会経済に明るい兆しも見えてきました。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻で国際情勢が不安定となり、中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、原材料や資源価格の高騰及び物価高により、経営に大きな影響が生じた1年でもありました。

このように中小企業を取り巻く環境は、今までの経験では克服できないほどの厳しい経営環境に直面しています。実際に中小機構が昨年秋に公表した「中小企業景況調査」では、全産業において原材料や仕入単価が上昇していると答えた中小企業が全体の7割を超過し、「原材料・商品仕入単価DI」が1980年の調査開始以来の最高値を記録しました。

一方で、中小企業・小規模事業者の皆様には、こうした事業環境の変化に柔軟に対応するため、海外展開などの販路開拓・新分野への進出や、事業の再構築及び生産性の向上など、革新的な取り組みに挑戦していただくことが、自社の持続的な成長や地域経済の発展、ひいては日本経済全体の底上げにつながると確信しております。

中小機構は、海外展開や成長分野に挑戦する中小企業・小規模事業者をサポートしてまいります。

具体的には、足元の円安を契機に輸出拡大や海外進出実現のための「海外展開ハンズオン支援」、国内外企業とのマッチングやECを通じた販路開拓支援を実施

します。成長分野への投資、業種変換、IT活用・DX化等の生産性向上に対しては「事業再構築促進事業」、「中小企業生産性革命推進事業」を推進します。またベンチャー・スタートアップ育成としてインキュベーション施設の機能強化、アクセラレーション事業による成長加速化の促進、グローバルマーケットを目指す国内スタートアップへは国内外ベンチャーファンドへの出資の拡大など、様々な支援事業で中小企業・小規模事業者の新たな市場への挑戦を強くサポートします。

このほか、中小企業大学校による人材育成支援や、SDGs・カーボンニュートラル実現に向けた窓口相談対応、その他経営課題に応じたハンズオン支援事業を実施し、中小企業・小規模事業者の皆様の社会課題解決に取り組んでまいります。

また、経営者の高齢化・環境の変化に応じた事業承継・再生支援、「小規模企業共済」や「経営セーフティ共済」といった質の高いセーフティネットを提供し、引き続き事業継続を図る支援を実施してまいります。

中小機構が運営する両共済制度におきましても、確実な運営を行い、経営環境の変化への対応の円滑化を図るとともに、本年9月より開始する一部オンライン手続きを通じて顧客満足度の向上と業務効率化の推進を図ってまいります。

普及・加入促進にご協力いただいている皆様には、本年も引き続き、これまで以上に力を合わせ、中小企業・小規模事業者の支援にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、この1年が新たな成長と飛躍の年となりますよう心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和5年度加入促進の方針について

中小機構は、令和4年12月21日(水)に令和5年度の小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進協議会を開催し、「令和5年度加入促進計画」をご承認いただきました。

「令和5年度加入促進計画」の要旨は次の通りです。

(現時点の状況)

令和4年度においては、円安・原材料高騰等により企業収益が悪化してきている要因もあり、両共済の加入件数は前年度を下回る状況で推移しています。

なお、デジタル社会の実現が求められる中、本共済制度に係る各種手続きの現状は、直接取扱い窓口に来訪し書類で申請することを前提としているなど、業務プロセスの見直しをはじめとするデジタル化への対応が喫緊の課題となっており、令和4年4月よりシステム開発に着手し、このプロジェクトを推進しているところ。

【令和5年度 加入促進計画】 (令和5年度の目標件数)

■小規模企業共済

新規加入目標件数 100,000件

オンライン利用率 20%

■中小企業倒産防止共済

新規加入目標件数 50,000件

オンライン利用率 20%

(※オンライン利用率は令和5年9月以降の加入・保全手続きに占めるオンラインの割合を20%以上とするもの)

この目標を達成するため、インターネットを活用した広報のさらなる拡大やオンライン手続きとの親和性が高いと見込まれる分野への販路拡大等、精力的に制度普及及び加入促進活動を展開します。

また、国のオンライン利用率引き上げの基本計画に沿い、令和5年9月にオンライン手続きの一部を開始することに伴い、オンライン化について契約者及び委託機関への周知を推進するとともに、顧客利便性を考慮したオンライン手続きによる加入促進についても各種施策を幅広く試行します。

【オンライン化の推進】

なお、手続きのオンライン化がスタートしますが、これまで同様に紙の手続きもご利用いた

できます。委託機関のみなさまには、是非とも加入対象者に応じて、オンラインの申請・活用と紙の手続きを併用いただきながら、加入促進にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和5年度の業務委託手数料及び特別加入促進手数料】

両共済制度における業務委託手数料及び特別加入促進手数料については、令和4年度と同様であり、変更ありません。

令和6年度以降の特別加入促進手数料については、加入状況やオンライン利用率をみながら、検討します。

なお、既に書面によるご案内を差し上げているところですが、令和5年度の「モデル団体」及び「モデル代理店」へのエントリーについては、例年よりも締切を前倒しして、本年3月末日(例年7月31日)とさせていただく予定です。これにより、令和5年度の4月からトップスピードで制度普及活動に取り組んでいただく事を期待しております。

どうか、趣旨をご理解の上、早めのエントリー手続きをいただきますと幸いです。

引き続き、令和5年度も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

「掛金納付状況及び貸付限度額等のお知らせ」のご案内

これまで

- ・小規模企業共済に係る一般貸付の貸付限度額のお知らせ（4月・10月）
- ・掛金納付状況のお知らせ（3月）



今後

- ・掛金納付状況及び貸付限度額等のお知らせ（3月）

令和4年12月末時点でご加入している方にお送りします。
 <現金なし>で加入し、12月時点で一度も払込みがない方は、納付金額は0円と記載されます。

名称が変更されます。

加入時から令和3年12月までに払い込まれた掛金納付状況です。
 (掛金月額変更等の掛金区分に応じて表示されます。)

貸付限度額の表示案内が追加されます。

小規模企業共済 様式③358

掛金納付状況及び貸付限度額等のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。お客様の小規模企業共済掛金納付状況をお知らせいたしますので、ご確認ください。また、一般貸付の資格のある方については限度額を表示しています。本状は、重要な書類ですので大切に保管してください。

独立行政法人中小企業基盤機構

本件に係るご紹介は、裏面に記載の共済相談室をお願いいたします。

共済契約者番号C/D	契約成立年月日	種別	地位	現在の掛金月額	本 部 の づ づ 全 体 の づ づ
		第 種		円	/

※ 地位コード
 1：個人事業主
 2：会社等役員
 3：共同経営者

確認年月
 本状は、 年月 日の状況で作成したものです。

○ A 欄
 ① 契約成立、掛金月額変更等の年月です。
 ② ①に係る掛金納付区分の掛金月額です。
 ③ ②の掛金月額毎に納付する回数と掛金額です。なお、掛金合計、その期間は含まれていません。
 ④ ②の掛金月額毎にお客様の回数と掛金額です。
 ⑤ ④の納付済掛金を順次充当した月の最終充当年月です。
 ⑥ 契約者番号一本化以前の契約者番号です。
 ⑦ ご契約時から納付済掛金の合計です。

○ B 欄
 ⑧ 掛金月分
 ⑨ 掛金月額 (円)
 ⑩ 納付年月
 ⑪ 納付金額 (円)
 ⑫ 備考

○ C 欄
 ⑬ 納付額の合計 (⑦+⑭) 円

○ D 欄
 ⑮ 貸付金等の弁済に充当された金額の合計 円

○ E 欄
 ⑯ 現在の納付額の残高 (⑬-⑮) 円

※ 本通知の裏面に、住所変更の届出等に関する取扱、「共同経営者」の方への継続確認についての留意事項を掲載しておりますので、ご覧くださいませようお願いいたします。

令和4年1月から12月までの掛金納付状況です。

この項目が追加されます。貸付資格がない方にはなにも表示されません。

これまでの掛金納付総額です。

掛金から貸付金等の弁済に充当した額です。

令和4年12月末現在の納付掛金残高です。

共済手続きオンライン化だより ～新春特集号～

—システム刷新及びオンライン化を進めています—

中小機構では、ただいま、契約者のみなさまの利便性向上と委託機関のみなさまの業務負荷を大幅に軽減することを目的にシステム刷新及びオンライン化に向けた取り組みを進めております。今号では、オンライン化の全体計画や契約者の利便性向上の内容をお知らせします。

- 1. プロジェクトの目的…………… 4ページ
- 2. スケジュールと全体計画…………… 5ページ
- 3. オンライン化後の姿…………… 6ページ
 - (3-1). オンライン化による主な変化…………… 7ページ
 - (3-2). 小規模企業共済掛金払込証明書の電子交付のご紹介…………… 8～9ページ
 - (3-3). 小規模企業共済契約者貸付制度の変更…………… 10ページ



1. プロジェクトの目的

お客様の利便性向上（いつでも・どこでも・スピーディ）

効果

1 時間と場所を選ばないサービスの提供（いつでも・どこでも）

お客様の利便性向上を第一として、お客様ポータルへの開設やスマートフォンでの手続き等、お客様に直接感じていただけるメリットを提供します。

効果

2 お客様手続きのリードタイムを短縮化（スピーディ）

お問い合わせの多い掛金収納サイクルを短縮化するなど、わかりやすい共済制度に変わります。

効率化と品質向上の同時実現（利便性向上の下支え）

施策

1 より効率的な業務への変革

オンライン化実現のために業務フローを変更。同時に事務処理の迅速化、効率化を図ります。

施策

2 事業継続性の強化

災害に強い強靱なシステムを構築し、緊急時のサービス停止リスクを低減します。

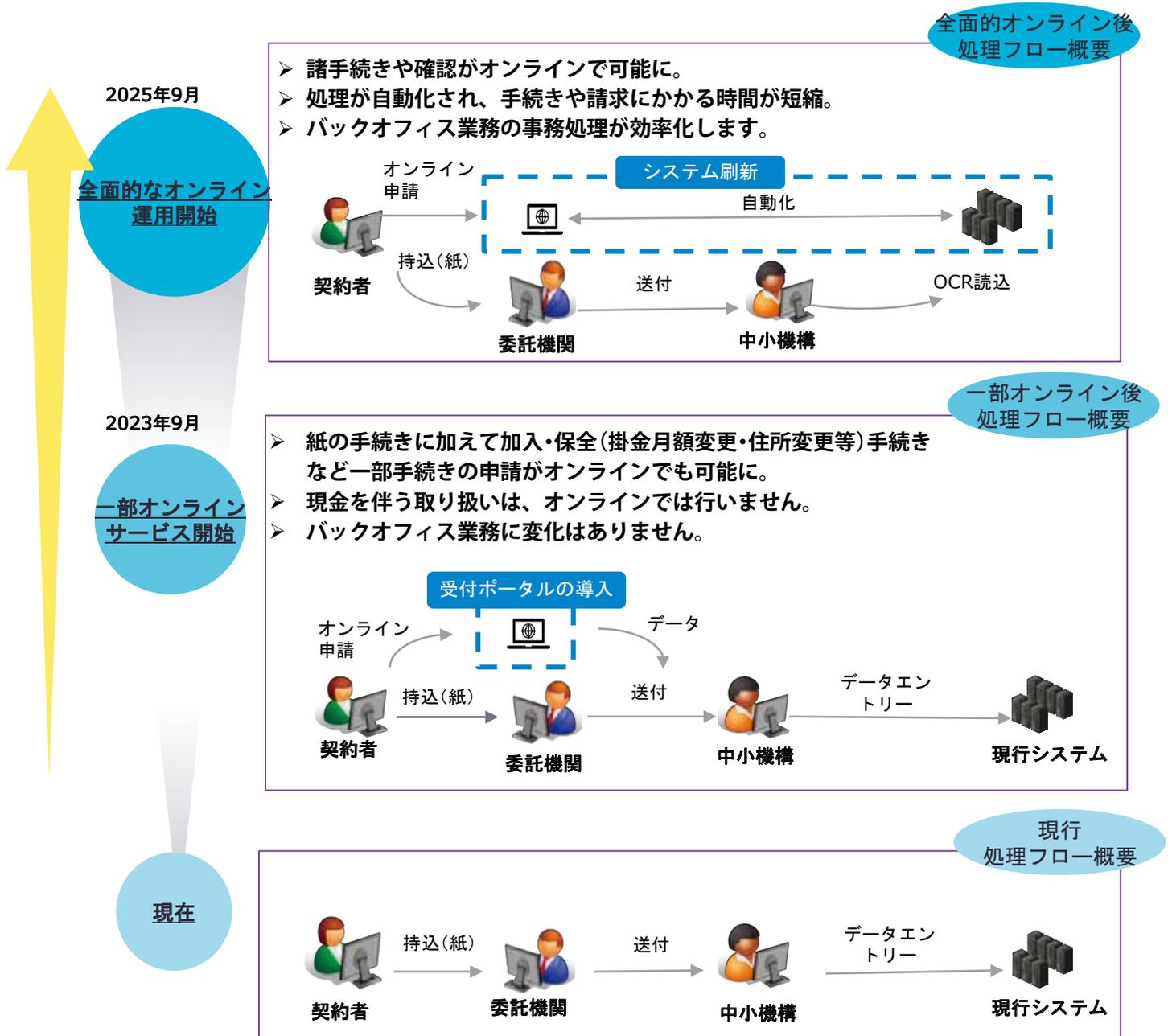
施策

3 セキュリティの強化

セキュリティ対策を強化し、安心して利用できるサービスを提供します。

2. スケジュールと全体計画

- ▶ 共済業務システムの刷新・オンライン化を行うことで、お客様の利便性が向上し、委託機関の皆様の事務も大きく効率化されます。
- ▶ 2025年以降もオンライン手続きと紙手続きはしばらく併存します。(併存期間についてはオンライン稼働及び利用率等を見ながら検討します。なお、できるだけ早く紙の手続きは廃止したい意向です。)



3. オンライン化後の姿

(1) 手続きのオンライン化

【2023年9月より実現予定】

- 両共済制度における加入及び保全(掛金月額・住所変更等)手続き等一部手続きのオンライン化
- 小規模企業共済における控除証明書の電子発行(8~9ページに詳細記載)
- 一部ネット銀行での両共済制度の掛金収納取扱を開始

【2025年9月より実現予定】

- 両共済制度における全ての手続きをオンライン化
- 小規模企業共済の契約者貸付制度については、オンライン手続きにより、現行の代理貸付から機構による直接貸付に変更となります(金融機関窓口への往訪の必要なし)(10ページに詳細記載)

(2) 手続きのリードタイムの短縮 (2025年9月より実現予定)

- お問い合わせの多い手続きのリードタイムを短縮化します。
(7ページに詳細記載)

(3) 契約者ポータルによって提供できる情報 (2025年9月より実現予定)

- 契約者ご自身で掛金月額や各種契約内容を確認できます。
- 各種申請された諸手続きの進捗状況を確認できます。
- 小規模企業共済においては共済金等の試算ができます。

(4) お問い合わせ対応の拡充 (2023年9月より実現予定)

- 現行の中小機構のホームページから独立させ、新たに共済独自のホームページを立ち上げます。
従前よりも、情報量を格段に増大させるとともに、最適な導線設計を意識した構成とすることで、知りたい情報にダイレクトにアクセスできる改修を実施します。
- FAQや案内機能の充実により、契約者や加入希望者が疑問点を自己解決できるツールを目指します。
- 共済相談室においては、順次電話対応オペレーターの増員や回線増により、各種オンライン手続きに関連するお問い合わせに対応していく計画です。

3-1. オンライン化による主な変化

今回の業務システム刷新、オンライン化に伴って変更となる主な項目について、現行と、先行してオンライン化を開始する2023年9月時点と、システム刷新が完了する2025年9月時点を比較する形で記載しております。

赤字項目が現行から変更となる項目です。

項目	現行	2023年9月 (一部サービス開始時)	2025年9月 (システム刷新完了時)
両共済制度のオンライン 対応手続き	なし	加入 掛金月額・住所変更等	すべて
情報確認 契約内容、手続き進捗 共済金の試算など	共済相談室へ問合せ	共済相談室へ問合せ	オンラインで即時確認可能 (共済相談室へ問合せも可能)
手続き完了までの日数			
加入	約40～60日	約40～60日	3～4日
掛金月額変更(小規模企業共済)	約40～60日	約40～60日	1日
掛金月額変更(倒産防止共済)・ 住所変更等	約20日	約20日	1日
掛金収納確認	約1ヶ月	約1ヶ月	5営業日前後
未納掛金請求時期 (小規模企業共済)	2ヵ月後以降の偶数月	2ヵ月後以降の偶数月	翌月
(倒産防止共済)	2ヵ月後の月	2ヵ月後の月	翌月
小規模企業共済払込証明書 (8-9ページに詳細記載)			
発送時期	11月	11月	10月
電子交付対応	×	○	○
e-Tax連携対応	×	○	○
小規模企業共済一般貸付 (10ページに詳細記載)			
申込手続き	金融機関窓口	金融機関窓口	オンライン
追加・償還・借換手続き	金融機関窓口	金融機関窓口	オンライン
印紙税	必要(証書契約)	必要(証書契約)	不要(電子契約)

3-2. 小規模企業共済掛金払込証明書の電子交付のご紹介

2023年11月より、小規模企業共済掛金払込証明書について、共済契約者様のご要望に基づき、電子交付を実施いたします。

1. 電子交付が可能となる共済契約者様

- ①月払いの共済契約者様
- ②年払い、半年払いの共済契約者様
- ③新規加入された共済契約者様（加入時前納の方も対象）

※電子交付を希望する場合の手続き

ご要望がある共済契約者様には、専用のホームページから電子交付のご要望（*1）を承る予定です。なお、従来通り郵送での払込証明書は払込みがありましたすべての共済契約者様にお送りします。

※電子交付のご要望に対応できない場合について

掛金の未納、月額変更や一括納付等を申請された場合、年間の控除額を記載できないケースもありますので、電子発行のご要望に沿えないこともございます。ただし、掛金月額が記載された払込証明書は今までと同様に郵送いたします。

2. 払込証明書に控除額が記載されるようになります。

これまでの払込証明書については、「掛金月額」のみの記載で、控除額が分かりにくいとの声を数多くいただいております。

今回、電子交付への対応に併せて、**2023年11月発行分**よりお払込み予定額を加算した年間の「控除額」を明記する予定です。（次ページ図参照）

3. e-Tax（*2）による確定申告が可能になります。

電子交付を受けた共済契約者様は、国税庁の確定申告書等作成コーナー（<https://www.keisan.nta.go.jp/>）において、電子交付データを用いて、e-Taxにより確定申告を行うことが可能となります。

- *1 電子交付の申請には、**マイナンバーカードが必須**となりますので、事前にマイナンバーカードの発行手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。
- *2 e-Taxとは、国税に関する各種の手続きについて、インターネット等を利用して電子的に手続きが行えるシステムです。これまでの書面による申告書等の持参又は送付による提出方法に加え、申告書等を電子データの形式でインターネットを通じて送信するという、新たな提出方法の選択肢を利用者等に提供するものです。（e-Taxホームページからの引用）

3-2. 小規模企業共済掛金払込証明書の電子交付のご紹介

◎現行様式と新様式案のイメージ図

現行様式（2023年10月再発行分まで）

小規模企業共済掛金払込証明書

令和2年1月から同年3月末日までのお払込状況を下記のとおり証明します。
内容をご確認のうえ所得控除の申告をしてください。

住 所	
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	
氏 名	
チウウヨウ知ウ	
契約年月	共済契約者番号 CD
令和2年 10月	99999999-99
令和2年 10月分まで払込済 〇〇〇〇〇〇〇〇円 ただし、今年中の掛金の掛止め期間は、 ① 〇〇 月分から 〇〇 月分まで及び ② 〇〇 月分から 〇〇 月分まで	
前納減額金	〇〇〇〇〇〇円
備 考	上記のほか、〇〇〇年以前分の お払込掛金 〇〇〇〇円

令和2年〇〇月

〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

(2022年10月以降の加入者)

小規模企業共済掛金払込証明書

令和4年1月から同年12月末日までのお払込状況を下記のとおり証明します。
内容をご確認のうえ所得控除の申告をしてください。

住 所	
105-8453 トウキョウ ミナトウトラノモン3-5-1トラノモン37モリビル	
氏 名	
チウウヨウ知ウ	
契約年月	共済契約者番号 CD
R4年10月	99999999-99
掛金月額	掛金払込金額
70,000円	840,000円 (令和5年9月分まで払込済)

令和5年2月

〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

または

新様式(2023年11月発行分より)

小規模企業共済掛金払込証明書

令和 年 月 日から同年9月末日までのお払込み状況を下記のとおり証明します。
内容をご確認のうえ所得控除の申告をしてください。

新様式案

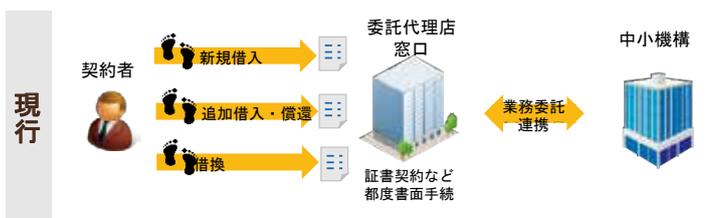
氏 名		
住 所		
契約年月日	共済契約者番号 CD	
掛金月額	お払込み方法	お払込み月
円		
お払込み済額(A)	お払込み予定額 (10~12月)(B)	前納減額金お支払額(C)
円	円	円
控 除 額 (A)+(B)-(C)		円
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 新様式から控除総額を表示する予定です。 </div>		
備 考		
証明日	令和 年 月 日	

〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

3-3. 小規模企業共済契約者貸付制度の変更 (2025年9月より実現予定)

契約者貸付制度については、代理貸付から直接貸付方式への変更を行う予定です。オンライン化後の新融資制度は制度変更後に新たに契約締結したものに適用され、変更前に締結した契約は変更前の制度が引き続き継続されます。

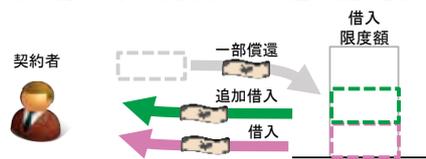
制度移行にあたり必要となる手続き等につきましては、改めてご案内いたします。



オンライン化に伴うご契約者様の利便性向上ポイント

- Point 1 すべての手続きがオンラインで実施可能になります。
- Point 2 追加借入や償還も随時自由に行えます。
- Point 3 借換手続きが不要になります。
(借換手続遅延時などに発生する延滞利子が発生しません。)

- ※1 オンラインで手続きができない方のために、郵送でも受付を開始します。
- ※2 極度貸付方式
新規借入契約時に借入の極度額を設定し、契約期間中は、新規契約や変更契約なしに、随時、自由に追加借入や一部償還が行える方式です。限度額は納付掛金の範囲内となります。



【主な変更点】

項目	現行	オンライン化後
管理方法	代理店を通じた管理 (代理貸付)	中小機構による直接管理 (直接貸付)
貸付形態	証書貸付	極度貸付
貸付期間	貸付種類や貸付金額に応じて 6カ月、12カ月、24カ月、36カ月、 60カ月	一律1年(自動延長) 償還は随時可能 償還期日までに返済がない場合、元金に利息繰入れを行い、 1年自動延長
利払方法	前払い	後払い
延滞利子	年14.6% 最大で、償還期日の翌日から法定弁済日の前日まで (12カ月)発生	廃止 償還期日までに返済がない場合、未収利息を元金に繰入れ 貸付期間を自動延長 利息繰入により元金が極度額を超過した場合はその時点で法 定弁済となるため、いずれの場合も延滞利子は発生しない

オンラインに関する情報は次号(3月下旬発行予定)の中でも、ご紹介いたします。
また、2月以降Zoomによるオンライン化説明会を順次開催していく予定です。



—令和4年度— 事業承継フォーラム

本フォーラムでは、事業承継を経験した経営者や後継者の声を紹介しながら、動画をはじめとする各種コンテンツで中小企業の事業承継の事例をお伝えします。また、国の施策、支援機関のサポート等についても分かりやすくご紹介いたします。

※動画は順次公開中 詳しくは web サイトをご覧ください。

フォーラムはこちら



フォーラム1 令和4年度

今年度のフォーラムの一部をご紹介します

事業承継フォーラム



郷原組 服部建設

第三者承継 (M&A) 事例

映像公開中



【譲渡側】
株式会社 服部建設
代表取締役
服部 栄一氏



【譲受側】
株式会社 郷原組
代表取締役
郷原 亮介氏

技術と想いを引き継ぎ、 伝統建築の未来を切り拓く!

熊本県の郷原組は、寺社仏閣や伝統工法住宅の建築を主な事業としており、新たな事業展開・事業拡大を模索していた。木材のプレカット技術を持つ服部建設が、高齢化で廃業すると耳にした。郷原社長は事業譲受を申し出るが、ひとりではどのように事業承継を進めればよいのか悩んでいた。

様々な課題をクリアし、
短期間で事業承継が成立した背景には
支援機関の“支援の輪”があった!

ここがポイント!

ポータルサイト <https://jsf.smrj.go.jp/>

中小機構事業承継ポータル

事業承継フォーラムの開催のほかにも、事業者向けの情報提供、講習会や専門家による相談対応など、中小企業の円滑な事業承継に向けて様々なサポートを行っています。

スマートフォンでも
詳細を
確認できます。



事業承継のいろは
(落語動画)

事業承継の流れを分かりやすく紹介する動画を公開しています。まず何から始めればよいのか、といった手順が進めればよいのか、軽快な落語とイラストでわかりやすくまとめています。

事業者向け冊子 (中小企業経営者のための事業承継対策)



円滑な事業承継を行うためには、早めの準備と計画的な取組が必要です。当冊子は事業承継についての理解を深め、計画的な取組をサポートします。



電子交換所発足に伴う事務取扱要領及びQ&Aの改定について

2022年10月に経営セーフティ共済の事務取扱要領及びQ&Aの改定を行いましたのでお知らせいたします。2022年11月4日より、手形交換業務が手形交換所から電子交換所に移管されたことに伴い、取引停止処分または災害による不渡りの場合の共済金貸付請求に係る事務を変更しました。

変更後の手続きについては、改定後の事務取扱要領・Q&AをWEBページ (<https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/partner/form/index.html>) よりダウンロードしてご活用くださいますようお願い申し上げます。

なお、旧来の手形交換所で手続きを受けた取引停止処分を事由とする共済金貸付請求の取扱いについては、『手形交換所における取引停止処分または災害による不渡りの場合の取引先事業者の倒産確認について』 (<https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/news/2022/p9o4mb00000035qa.html>) にて、手続き方法等を整理していますので併せてご参照ください。

事務取扱要領・Q&A



経営セーフティ共済 手形交換所における
取引停止処分または災害による不渡りの場
合の取引先事業者の倒産確認について



お問い合わせ

中小機構本部「共済相談コーナー」での対面相談サービスは2021年8月をもって廃止しております。共済制度のお問い合わせにつきましては、共済相談室に電話でお問い合わせ頂くか、中小機構ホームページ内の、お問い合わせフォームやよくあるご質問、共済チャットボットでご案内しております。

共済相談室 ☎ **050-5541-7171** (営業時間：平日 午前9時～午後5時)

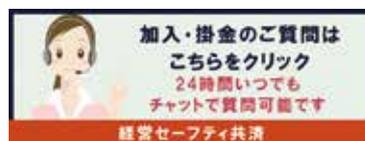
中小機構HP (共済制度) <https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>



加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済

検索

